

業務改善助成金を活用し賃金を上げた事業所

事業場	事業の種類	児童デイサービス事業
	事業場の名称	一般社団法人シュタイナー療育センター
	所在地	北安曇郡松川村685-1
	常時使用する労働者数	31人

賃金の引上げ	助成金を活用した賃金引き上げ状況	助成金を活用し、昨年12月に職員の最低賃金を時間給で40円引き上げました。その後、新たに採用した職員の時間給は、事業場内最低賃金と同額です。
	その他賃金の引上げ状況	今回の引上げ対象者以外の職員については、経営環境の動向により、賞与の支給及び退職金制度の整備等を検討する予定です。

労働能率増進の取組み	取組みの必要性	<p>工房には木工製品を製作する上で必要な機械設備がなく、設備を保有する近隣の木工所へ当工房の指導員が赴き作業を行う状況であった。作業が発生する度、職業指導員が利用者の指導から離れるため、利用者へ適切な指導が不足するなど、工房全体での業務の非効率な運営を余儀なくされていた。</p>
	取組みの効果	<p>木工製品を製作する上で必要な機械設備を工房内に導入することによって、利用者への職業指導が効率的に行えるようになったことから、職員全体の賃金を引き上げることができました。</p> <p style="text-align: center;">(写 真)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

そ の 他	<p>施設（工房）外に出向いて作業することがなくなり、利用者への指導が行き届くようになりました。利用者とその家族に大変喜ばれています。</p>
-------	---